

## 「大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案」への意見

- ・一般社団法人日本私立大学連盟
- ・東京都千代田区九段北4-2-25
- ・電話番号 03-3262-2420

高等教育の機会均等に向け、私立大学の立場から、以下の通り意見を提示します。

## ＜授業料等減免等について＞

- 高等教育の無償化の意義は大きいものの、新制度の対象となる低所得者について、国立大学生は無償であるのに対し、私立大学生には最低でも年間50万円から450万円の授業料負担を強いることとなり、国私間格差がさらに拡大することになりかねない。  
本制度の見直し期間において、事業目的に合致した実態となっているかどうかを明確に検証するとともに、国立か私立かの設置形態に依拠するのではなく、学生一人ひとりの能力と経済状況に応じたきめ細かい個人補助としての支援体制を再構築すべきである。

## ＜中間層の更なる支援について＞

- 上述の通り、「高等教育の無償化」の導入は、国立大学生と私立大学生の間の不当な格差を固定化し、納税者間の不平等をさらに拡大する可能性があるため、授業料の高い私立大学の学生については、更なる中間層の支援策を講ずることが必要である。
- 現行の私学助成における「授業料減免制度」は、低所得者層だけでなく、給与所得者841万円以下の層までが支援対象となっている。今般の「高等教育の無償化」の導入によって、現行の授業料減免制度の対象であった学生が支援を断たれることがないよう、同制度を継続・拡充すべきである。

## ＜大学等の要件について＞

- 実務家教員や外部理事の割合による支援対象校の要件は、当該政策の本来の目的に関わりない基準の導入である。支援措置の対象となる大学等とそうでない大学等を選別することで、低所得者層の子弟の就学機会をいたずらに狭めることなく、若者が行きたい大学に進学できるようにすべきである。

以上